

令和5年度上期 山口支部事業計画の実施状況について

令和5年10月24日（火）

< 目次 >

1. 基盤的保険者機能関係

○現金給付の決定件数の推移	3 P
○サービス水準の向上	4 P
○限度額適用認定証の利用促進	5 P
○柔道整復施術療養費の適正化の推進	6 P
○効果的なレセプト点検の推進	7 P
○資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化	8 P
○適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進	9 P
○被扶養者資格の再確認の徹底	10 P

2. 戦略的保険者機能関係

○保健事業の概況	12 P
○第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施	13 P
○生活習慣病予防健診の推進	14 P
○事業者健診結果データの取得促進	15 P
○特定健康診査の推進	16 P
○特定保健指導の実施率の向上	17 P
○重症化予防事業の推進	18 P
○コラボヘルスの推進（健康経営）	19 P～21 P
○健康保険委員関係	22 P
○広報関係	23 P
○ジェネリック医薬品関係	24 P
○その他の医療費適正化事業	25 P

3. 保険者機能強化アクションプランについて

○保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル	27 P
○保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組	28 P
○保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト	29 P

1. 基盤的保險者機能關係

現金給付の決定件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (6月現在)
	件数	件数	件数	件数
傷病手当金	13,020	13,461	20,454	3,936
出産手当金	1,801	1,837	1,873	515
出産育児一時金	3,608	3,461	3,292	775
埋葬料	438	465	414	133
療養費（食事・生活療養費含む）	7,038	7,763	7,494	2,291
柔道整復施術療養費	110,294	115,419	109,762	25,971
高額療養費	13,570	13,084	12,622	3,409
合計	149,769	155,490	155,911	37,027

サービス水準の向上

実施項目	令和5年度取り組み事項
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）を整備・強化し、お客様満足度の向上 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守及び正確な審査の実施 <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする</p>

【用語解説】 サービススタンダード
健康保険給付の受付から振込までの
日数の目標（10営業日）

令和5年度上期事業実施状況	令和5年度下期事業実施予定
---------------	---------------

【実施結果】
① サービススタンダード達成状況 100%

年度	サービススタンダード達成率		受付から支払までの所要日数	
	山口支部	全国	山口支部	全国
令和4年度上期	100%	100%	7.00日	8.10日
令和5年度上期 (7月末実績)	100%	100%	5.52日	6.07日

【取組内容】
◎ 日々の進捗管理の徹底及び月初の所在確認の確実な実施。

【実施結果】
② 現金給付等の申請に係る
郵送化率 93.6%

年度	山口支部	全国
令和4年度上期	95.2%	95.9%
令和5年度上期 (8月末実績)	93.6%	95.4%

【取組内容】
◎ 郵送化の推進について、電話・窓口対応時に郵送での申請を勧めた。
◎ 窓口申請が多い申請書について、切手不要の返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を実施。

■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする

【取組内容】

- ・ 傷病手当金等現金給付申請書の迅速な審査。
- ・ 日々の進捗管理の徹底及び月末の所在確認の確実な実施。

■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

【取組内容】

- ・ 電話、窓口対応時における郵送申請案内。
- ・ 切手不要の返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を実施。

限度額適用認定証の利用促進

実施項目

令和5年度取り組み事項

限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施
 - ・ 医療機関等と連携した利用促進の実施
- KPI : なし

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

限度額認定証発行状況

年度	発行枚数
令和4年度上期（8月末実績）	6,107枚
令和5年度上期（8月末実績）	5,570枚

【取組内容】

- ◎ 高額レセプトの多い医療機関に対し、利用促進に向けた協力依頼。
- ◎ 医療機関に「限度額セット」の設置及び医療機関による申請代行の協力依頼。
- ◎ 広報誌（いきいきつうしん6月号）への記事掲載。

令和5年度下期事業実施予定

- KPI : なし

【取組内容】

- ・ 全支部共通の広報資材（動画）による周知広報。
- ・ 広報誌への記事掲載や支部ホームページへ誘導する広報の実施。
- ・ 医療機関及び県内経済団体等に「限度額セット」の設置。

柔道整復施術療養費の適正化の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項
柔道整復施術療養費の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者に対する文書照会の実施 ・ 施術所に対する文書照会の実施 ・ 柔道整復施術療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導及び面接確認委員会による申請内容等の確認の徹底 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度（1.15%）以下とする</p>

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

上記申請の割合 1.19%

【取組内容】

- ◎ 3部位10日以上を受診者に対して全件、文書照会を実施し、申請内容の傾向及び回答書を分析。
- ◎ 年間を通じ、長期間受診している者に対し、文書照会を実施し、申請内容の傾向及び回答書を分析。
- ◎ 3部位15日以上かつ長期受療の申請を行っている施術所に対し、文書照会を実施。
- ◎ 長期または濃厚な施術が見受けられる施術所に対し、注意喚起文書を送付。
- ◎ 請求内容に不正又は著しい不当があるか確認が必要な施術所に対し、面接確認委員会による確認を行った。

【山口支部の柔道整復施術療養費に係る照会件数と3部位15日以上の割合】

年度	照会件数	3部位15日以上の割合
令和4年度上期 (8月末実績)	2,027件	1.17%
令和5年度上期 (8月末実績)	2,044件	1.19%

【解説】柔道整復施術療養費
柔道整復施術において保険適用の対象は「急性期・亜急性期の外傷」であるため、逸脱する施術について確認・是正を行っている。

令和5年度下期事業実施予定

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度（1.15%）以下とする

【取組内容】

- ・ 審査委員会の効率化及び申請書審査の強化。
- ・ 施術箇所3部位以上、かつ月10日以上の施術を受けている加入者への支部独自文書照会の実施。
- ・ 請求内容に不正又は著しい不当があるか確認が必要な施術所に対し、面接確認委員会による確認を行う。

効果的なレセプト点検の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項
効果的なレセプト点検の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検を推進 ・社会保険診療報酬支払基金との協議の強化 <p>KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.303%）以上とする ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（13,677円）以上とする</p>

令和5年度上期事業実施状況

【用語解説】査定点数
保険医療機関から請求されたレセプト内容点検において、不相当と判断し減点した点数。

【用語解説】査定率
査定率 = 査定点数 ÷ 請求点数

令和5年度下期事業実施予定

【実施結果】

レセプト点検に係る査定率、査定額

年度	支払基金と合算したレセプト点検の査定率	レセプト1件当たりの査定額
令和4年度上期 (6月末実績)	0.288% (6,475,084点) (64,750,840円)	14,083円
令和5年度上期 (6月末実績)	0.350% (8,083,942点) (80,839,420円)	12,303円

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度（0.303%）以上とする
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度（13,677円）以上とする

【取組内容】

- ・PDCAサイクルを確実に回した効果的なレセプト点検の実施。
- ・支部内で事前協議のうえ査定理由を明確にする等、基金との協議の質の充実を図る。

【取組内容】

◎点検員のスキルアップ

- ・PDCAサイクルを確実に回した効果的なレセプト点検の実施。
- ・査定率向上のため、各点検員の強み弱みの把握を目的とした分析を行い、勉強会や個別面談を実施。

⇒毎月の会議及び点検員との面談において、各種分析を踏まえた情報共有や指導を行い査定率は向上している（対前年同月比：査定率+0.062%、査定額▲1,780円）。引き続き、他支部の高額査定事例や査定されやすい事例を効果的・効率的に活用するなど査定率および査定額の向上に努める。

資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化

実施項目	令和5年度取り組み事項
資格喪失後受診を防止するための保険証回収強化	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後10営業日以内の保険証未回収者に対する返納催告の徹底 ・被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化 ・未返納データを活用した事業所等への資格喪失届への保険証添付の徹底 <p>■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（92.06%）以上とする</p>

令和5年度上期事業実施状況

令和5年度下期事業実施予定

【実施結果】

資格喪失後1か月以内の保険証回収率

年度	資格喪失後1か月以内の保険証回収率
令和4年度上期 (8月末実績)	93.04%
令和5年度上期 (8月末実績)	91.56%

【取組内容】

- ◎ 資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告を徹底。
- ◎ 債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告を実施。回収不能届を活用した7営業日以内の電話催告を実施。
- ◎ 事業所別の保険証回収に係る本部提供データ及び支部作成データを活用し、四半期毎に事業所あてに保険証添付の徹底に関する文書を発送。

⇒一般被保険者の保険証回収率については、電子申請にかかる事務処理等が変更されたことが回収率に影響している（対前年度▲1.48%）。引き続き、保険証の未回収が多い事業所に対し、文書勧奨の他に個別に電話勧奨を実施し、現状把握と保険証適正使用や証回収の徹底について周知する。

■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度（92.06%）以上とする

【取組内容】

- ・ 資格喪失処理日から10営業日以内の返納催告の徹底。
- ・ 債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告の実施。
- ・ 四半期ごとに事業所へ保険証添付の徹底に関する文書の送付。

適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項
適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施 ■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（66.79%）とする

令和5年度上期事業実施状況

令和5年度下期事業実施予定

【実施結果】

返納金債権（無資格受診）の回収率

年度	返納金債権 調定金額	回収金額	回収率
令和4年度上期 (8月末実績)	16,619,167円	4,668,913円	28.09%
令和5年度上期 (8月末実績)	11,361,686円	4,617,397円	40.64%

【取組内容】

- ◎ 保険者間調整の推進により、返納金債権の回収率向上を図った。特に10万円以上の債務者に対し、保険者間調整による納付勧奨を強化した。
- ◎ 債権回収強化月間として、8月に支部全体による電話催告を実施した。
- ◎ 現存の被保険者で、2万5千円以上の債務者を対象に法的手続きを実施した。

⇒ 債権管理・回収計画に基づき、弁護士催告や法的手続きを確実に実施するとともに高額債務者に対する納付書発送前の電話催告等の実施により回収率は向上している（対前年度+12.55%）。引き続き、電話・訪問催告を含めた各種催告を適切かつ効果的に実施し、回収率の向上を図る。

■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上（66.79%）とする

【取組内容】

- ・ 保険者間調整の推進。
- ・ 債務者に対する電話催告等の確実な実施。
- ・ 法的手続きの確実な実施。

被扶養者資格の再確認の徹底

実施項目	令和5年度取り組み事項
被扶養者資格の再確認の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・未提出事業所への勧奨による回答率の向上 ・未送達事業所の調査による送達の徹底 ■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする

令和5年度上期事業実施状況	令和5年度下期事業実施予定																		
<p>【実施結果】 令和5年度下期事業実施予定 (上期は事業未実施)</p> <p>(参考) 被扶養者資格の確認書提出率の推移</p> <table border="1" data-bbox="430 692 1098 895"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>山口支部</th> <th>全国平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>93.2%</td> <td>91.3%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>93.2%</td> <td>92.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 被扶養者資格再確認業務の結果</p> <table border="1" data-bbox="430 1026 1183 1275"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>異動届削減人数 (山口支部)</th> <th>異動届削減人数 (全国)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>905人</td> <td>73,047人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>718人</td> <td>78,264人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	山口支部	全国平均	令和3年度	93.2%	91.3%	令和4年度	93.2%	92.3%	年度	異動届削減人数 (山口支部)	異動届削減人数 (全国)	令和3年度	905人	73,047人	令和4年度	718人	78,264人	<p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未提出事業所への早期の文書勧奨。 ・グループ全体での電話勧奨を実施する。 ・社会保険労務士が受託契約を締結している未提出事業所の提出勧奨を社会保険労務士に促す。 ・未送達事業所について <ol style="list-style-type: none"> (1)事業所へ連絡し再送付 (2)年金事務所より事業所情報の提供を受け再送付 (3)給付記録から加入者に連絡し事業所所在地確認後再送付 (4)事業主住所へ再送付を行う。
年度	山口支部	全国平均																	
令和3年度	93.2%	91.3%																	
令和4年度	93.2%	92.3%																	
年度	異動届削減人数 (山口支部)	異動届削減人数 (全国)																	
令和3年度	905人	73,047人																	
令和4年度	718人	78,264人																	

2. 戰略的保險者機能關係

保健事業の概況

		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績		令和4年度計画		令和5年度計画	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
健診	(被保険者) 健診対象者	177,445	—	178,703	—	175,128	—	175,910	—	173,731	—
	生活習慣病予防健診	93,342	52.6%	99,145	55.5%	101,585	58.0%	95,275	54.2%	102,913	59.2%
	事業者健診	26,040	14.7%	23,913	13.4%	23,113	13.2%	28,666	16.3%	28,319	16.3%
	計	119,382	67.3%	123,058	68.9%	124,698	71.2%	123,941	70.5%	131,232	75.5%
	(被扶養者) 健診対象者	47,227	—	45,853	—	43,080	—	46,896	—	43,007	—
	特定健診	11,011	23.3%	12,413	27.1%	12,584	29.2%	16,427	35.0%	15,052	35.0%
	健診対象者 計	224,672	—	224,556	—	218,208	—	222,806	—	216,738	—
	健診受診者 計	130,393	58.0%	135,471	60.3%	137,282	62.9%	140,368	63.0%	146,284	67.0%
保健指導	(被保険者) 保健指導対象者	21,791	—	23,329	—	22,924	—	25,408	—	26,771	—
	協会（内部）実施	2,467	11.3%	2,873	12.3%	2,758	12.0%	4,000	15.7%	5,000	18.7%
	委託（健診機関）実施	820	3.8%	997	4.3%	858	3.8%	2,273	8.9%	2,097	7.8%
	委託（専門機関）実施	399	1.8%	570	2.4%	435	1.9%	2,400	9.5%	3,156	11.8%
	計	3,686	16.9%	4,440	19.0%	4,051	17.7%	8,673	34.1%	10,252	38.3%
	(被扶養者) 保健指導対象者	1,000	—	1,113	—	1,089	—	1,544	—	1,525	—
	委託（外部）実施	114	11.4%	113	10.2%	143	13.2%	221	14.3%	218	14.3%
	協会（内部）実施	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	114	11.4%	113	10.2%	144	13.2%	221	14.3%	218	14.3%
	指導対象者 計	22,791	—	24,442	—	24,013	—	26,952	—	28,296	—
	指導実施者 計	3,800	16.7%	4,553	18.6%	4,195	17.5%	8,894	33.0%	10,470	37.0%

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

実施項目	上位目標・中位目標
PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進	上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる 中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる

令和5年度事業実施状況

【取組内容】

（下位目標）

- ①令和5年度の特定健診受診率を67.0%以上にする
 - ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施。
 - ・事業者健診結果データを取得するため、外部委託による県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での文書勧奨及び電話勧奨を実施。
 - ・特定健康診査の未受診者対策として、協会けんぽ主催の集団健診を実施。
- ②令和5年度の特定保健指導実施率を37.0%にする
 - ・健診機関及び保健指導専門機関による特定保健指導の実施拡大。
- ③受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする
 - ・健診機関による要治療者への受診勧奨を実施。
- ④糖尿病性腎症による人工透析移行者を減少させる
 - ・かかりつけ医と連携した保健指導の実施。
- ⑤健康宣言事業所を毎年200社増やすとともに宣言企業における健診、特定保健指導等の指標を向上させる
 - ・既存、新規媒体を利用した広報の展開。（血圧指導等）
 - ・山口県保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等と連携した広報の展開。（山口県のやまぐち健幸アプリ推進や血圧指導等）

生活習慣病予防健診の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項
生活習慣病予防健診※の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の拡大 支部、生活習慣病予防健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨 <p>■ KPI：生活習慣病予防健診 実施率 59.2%</p>

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和4年度上期 (6月末実績)	175,128人	25,327人	14.5%
令和5年度上期 (6月末実績)	173,731人	26,178人	15.1%

【用語解説】生活習慣病予防健診協会けんぽの被保険者（35歳～74歳）を対象とする健康診断のこと。一般健診項目に加え、付加健診、乳がん検診等もオプションとして受診できる。

【取組内容】

- ◎生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施。（5機関 80会場）
- ◎新規受託機関を増やすため健診機関へアプローチを実施。
- ◎生活習慣病予防健診契約機関実地調査の実施。
- ◎健診実施機関と連携した受診勧奨を実施。
- ◎新規適用事業所（任継加入者含む）に対し、健診受診の案内を送付。

令和5年度下期事業実施予定

■ KPI：生活習慣病予防健診実施率 59.2%

【取組内容】

- ・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施。
- ・生活習慣病予防健診契約機関実地調査の実施。
- ・健診実施機関と連携した受診勧奨を実施する。
- ・新規適用事業所（任継加入者含む）に対し、健診受診の案内を送付。
- ・5人以下事業所の被保険者への勧奨。
- ・6～15人事業所への勧奨。

事業者健診結果データの取得促進

実施項目	令和5年度取り組み事項
事業者健診※結果データの取得促進	・ 行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼 ■ KPI：事業者健診データ 取得率 16.3%

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

【用語解説】事業者健診
労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のこと。健診結果のデータを協会けんぽに提供いただくことにより特定健診実施率に含めることができる。

年度	対象者数	取得者数	取得率
令和4年度上期 (8月末実績)	175,128人	6,081人	3.5%
令和5年度上期 (8月末実績)	173,731人	5,126人	3.0%

【取組内容】

- ◎ 健診実施機関に対し受診予定月に応じた提出勧奨を実施。
7月末時点：2,356件（前年同時期：2,724件）
- ◎ 外部委託による山口県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での文書勧奨及び電話勧奨を実施。
7月末時点：1,419件（前年同時期：852件）

令和5年度下期事業実施予定

- KPI：事業者健診結果データ取得率 16.3%

【取組内容】

- ・ 健診実施機関に対し受診予定月に応じた提出勧奨を実施。
- ・ 外部委託による山口県、労働局、協会けんぽの三者連名通知での文書勧奨及び電話勧奨を実施。

特定健康診査の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項
特定健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施） ・血管年齢等のオプションを併せて実施する。 ・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進 ・受診履歴や対象者に応じた多様な受診勧奨 <p>■ KPI：特定健康診査 実施率 35.0%</p>

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	受診者数	受診率
令和4年度上期（8月末実績）	43,080人	2,185人	5.1%
令和5年度上期（8月末実績）	43,007人	2,835人	6.6%

【取組内容】

◎未受診者の多い地域において、商業施設等で集団健診を実施。

（6月～9月：下関・宇部・山口・防府・周南・岩国）

<申込状況>

- 6月（下関市：187人）（岩国市：161人）
- 7月（山口市：166人）（宇部市：188人）
- 8月（下関市：212人）（岩国市：96人）（防府市：277人）
- 9月（山口市：177人）（下関市：214人）（周南市：161人）

◎市町がん検診と特定健診の同時実施。

17市町55会場実施（前年度19市町91会場1,380人受診）

◎対象者の属性に応じた受診勧奨を実施。

- ①県外在住被扶養者への健診案内。（無料健診機関一覧の案内）
- ②新規加入被扶養者（任継加入者含む）に対し、健診受診の案内を送付。

令和5年度下期事業実施予定

■ KPI：事業者健診結果データ取得率 35.0%

【取組内容】

- ・未受診者対策として県内全域において商業施設等で実施。（6月～3月）
- ・施設での集団形式による健診においてオプションを併せて実施。（10月～1月）
- ・市町がん検診と特定健診の同時実施。
- ・GISを活用した特定健診経年未受診者への受診勧奨（居住地の付近で受診できる健診実施機関を案内し受診機会を拡大する）

特定保健指導の実施率の向上

実施項目	令和5年度取り組み事項
特定保健指導の実施率の向上	<ul style="list-style-type: none">・ 健診受診者の利便性を考慮し、生活習慣病予防健診当日の特定保健指導の実施拡大・ 保健指導専門機関による特定保健指導の実施拡大・ 協会けんぽ主催の集団健診当日における特定保健指導利用勧奨・ ■ KPI：特定保健指導 実施率 37.0%

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

年度	対象者数	実施者数	実施率
令和4年度上期（7月末実績）	26,952人	1,529人	5.7%
令和5年度上期（7月末実績）	28,296人	1,678人	5.9%

【取組内容】

- ◎ 健診（指導）機関の特定保健指導の実施を推進。
- ◎ 特定保健指導契約機関実地調査の実施。
- ◎ 訪問型専門機関による保健指導の実施を推進。
- ◎ 遠隔専門機関による健診当日に保健指導が実施できる環境を構築。（新規エリアの開拓）
- ◎ 継続支援専門機関委託により実施率を向上。
- ◎ 事業所利用勧奨により初回面談件数を増加。
- ◎ 特定保健指導以外の健康リスク保有者への保健指導の実施。
- ◎ 支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図った。
- ◎ 集団健診実施機関による健診当日の利用勧奨及び分割実施。

令和5年度下期事業実施予定

■ KPI：特定保健指導実施率 37.0%

【取組内容】

- ・ 健診（指導）機関の特定保健指導の実施を推進する。
- ・ 特定保健指導契約機関実地調査の実施。
- ・ 訪問型・遠隔・継続支援専門機関による保健指導の実施を推進する。
- ・ 事業所利用勧奨により初回面談件数を増加させる。
- ・ 支部主催研修会、保険者協議会主催の研修等の受講によりスキルアップを図る。
- ・ 集団健診実施機関による健診当日の利用勧奨及び分割実施。

重症化予防対策の推進

実施項目	令和5年度取り組み事項												
重症化予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨 ・糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上にする 												
令和5年度上期事業実施状況	令和5年度下期事業実施予定												
<p>【実施結果】 受診勧奨後3か月以内の受診者割合</p> <table border="1" data-bbox="107 549 1021 815"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一次勧奨者数</th> <th>3か月以内の受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度上期 (6月末実績)</td> <td>1,289人</td> <td>129人</td> <td>10.01%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度上期 (6月末実績)</td> <td>1,983人</td> <td>147人</td> <td>7.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 健診実施機関による要治療者への受診勧奨を実施。 ◎ 「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業を推進。 ◎ 事業主による未治療者の受診勧奨を労働局、山口県と連名で実施。 	年度	一次勧奨者数	3か月以内の受診者数	受診率	令和4年度上期 (6月末実績)	1,289人	129人	10.01%	令和5年度上期 (6月末実績)	1,983人	147人	7.41%	<ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による未治療者に対する受診勧奨の実施。 ・ 健診機関による要治療者への受診勧奨を実施。 ・ 事業主による要治療者への受診勧奨を実施。 (労働局との連名通知で依頼) ・ 「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業を推進。
年度	一次勧奨者数	3か月以内の受診者数	受診率										
令和4年度上期 (6月末実績)	1,289人	129人	10.01%										
令和5年度上期 (6月末実績)	1,983人	147人	7.41%										

コラボヘルスの推進（健康経営）

実施項目	令和5年度取り組み事項
コラボヘルスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所拡大に向けた勧奨 ・健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施 ・重点地区（宇部）を定めたコラボヘルスの推進 ・中国税理士会山口県支部連合会と連携したコラボヘルスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

健康宣言事業所数 1,173社

年度	健康宣言事業所数
令和4年度末	1,094社
令和5年度上期	1,173社

【取組内容】

- ◎ 支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施。
- ◎ 経済団体等、経営層へのアプローチが可能な団体と連携。
- ◎ 健康保険委員で健康宣言をしていない事業所を中心に、制度参加の文書勧奨・電話勧奨を実施。
- ◎ 関係機関と連携し、「やまぐち健幸アプリ」普及推進を行い運動習慣の改善を図る。
- ◎ 健康宣言の取り組みの基本モデル※にかかかる健康宣言事業所への周知を実施。

※ 健康宣言事業の更なる普及、協会全体としての底上げを目的に健康宣言の標準化（質の向上）を図ることとし、全支部が取組む協会の健康宣言に共通する取組みとして取りまとめたもので、健診と特定保健指導の数値目標の設定を必須としている。

- ◎ 支部保健師と連携し、健康宣言事業所に対するフォローとして事業所訪問を実施

令和5年度下期事業実施予定

- KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする

【取組内容】

- ・ 支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業へのアプローチを実施。
- ・ 経済団体等、経営層へのアプローチが可能な団体と連携。
- ・ 健康保険委員で健康宣言をしていない事業所を中心に、制度参加の文書勧奨・電話勧奨を実施。
- ・ 関係機関と連携し、「やまぐち健幸アプリ」普及推進を行い運動習慣の改善を図る。
- ・ 山口県と共同による健康経営セミナーの実施。
- ・ 重点地区（宇部）を定めて、市や関係機関と連携を図り、健康イベント等を通じてヘルスリテラシーの向上を図り、健康教育の一助とする。
- ・ 中国税理士会山口県支部連合会会員の税理士に向けた健康経営に関することなど、健康情報を共有し、事業所の健康づくりに連携・協力して取り組む。

コラボヘルスの推進（健康経営）

令和5年度上期事業実施状況

取組事例

①健康宣言事業所向け企業健康カルテの提供

〈概要〉

各事業所の健康課題について把握してもらうために、健診受診率や特定保健指導実施率などを数値やグラフ等で見える化した「企業健康カルテ」を定期的に提供。

【実施結果】

〈宣言事業所数〉

年度	宣言事業所数
令和4年度末	1,094社
令和5年度上期	1,173社

〈企業健康カルテ提供事業所数〉

年度	提供事業所数
令和4年度	2,952社
令和5年度上期	1,778社

1 健診受診率等について

2023（令和5年度）から2021（令和3年度）の健康宣言事業所の健康経営に関する健診受診率を比較し、山口県および同業種を基準としたものです。健康経営の促進のためには、従業員が健康に気を配ることは、リスクの低減に貢献した点に感謝いたします（はじめの1歩）です。また、受診率100%を目指しましょう。

① 健診受診率（生活習慣病予防健診及び事業所健診）の受診率

	2019	2020	2021
貴 社	86.2%	83.0%	102.5%
山口県	66.7%	58.7%	57.4%
同業種	55.5%	54.7%	55.5%

健診対象者数 (145名以上) 82 令和4年3月31日 時点

② 特定保健指導（C管理）の健診受診率

	2019	2020	2021
貴 社	16.7%	18.0%	12.8%
山口県	22.8%	22.0%	19.1%
同業種	21.7%	21.0%	19.6%

健診対象者数 (145名以上) 29 令和4年3月31日 時点

3 生活習慣病リスクについて

2023（令和5年度）の生活習慣病予防健診後の生活習慣リスクを調査し、山口県および同業種を基準としたものです。下記グラフは、山口県および同業種を基準とした生活習慣病リスクの調査結果を示しています。

① 調査の概要 貴社の健康経営の取り組み、生活習慣病リスクの低減状況

2021年（令和3年度）の貴社の生活習慣病リスク低減状況です。

項目	貴社 (2021)	山口県平均	同業種平均
喫煙者	19.0%	16.0%	24.4%
飲酒者	38.0%	35.0%	48.0%
運動不足者	51.1%	48.0%	54.4%
食生活 (食塩)	31.0%	17.0%	21.9%
生活リズム	38.0%	29.0%	27.1%
ストレス	38.0%	28.0%	41.4%

(参考) 健診の有無によるリスクの低減状況

項目	貴社 (2021)	山口県平均	同業種平均
喫煙者	51.8%	40.0%	50.4%

令和5年度下期事業実施予定

- 引き続き、健康宣言事業所並びに勧奨事業所に対して提供することで、健康宣言事業所の増加を図るとともに、事業所における健康づくりを推進する。

コラボヘルスの推進（健康経営）

令和5年度上期事業実施状況

取組事例

② 歯科健診事業

〈概要〉

やまぐち健康経営企業認定制度に参加いただいている健康宣言事業所を対象として、山口支部より提供できるフォローアップメニューのひとつとして事業実施。歯・口腔状態が全身へ及ぼす影響や全身の健康維持に重要であることを周知し、定期的な歯科受診の習慣化を図る。

【実施結果】

年度	事業所訪問タイプ 申込受付数	個人受診タイプ 申込受付数
令和4年度末	20社/20社	200人/200人
令和5年度上期	20社/20社	200人/200人

より多くの方にご利用いただき、定期的な歯科健診受診のきっかけとしていただけるよう、令和5年度は前年度の利用がない事業所・被保険者を利用対象とした。事業所訪問タイプ、個人受診タイプ共に定数まで受付済。

令和5年度 健康宣言事業所フォローアップ事業

無料!

歯科健診のご案内

● からだの健康は「お口」から!

おいしく食べて健康で長生きするために、欠くことのできない「歯」。歯を失う主な原因は、むし歯と歯周病とされています。特に歯周病は、糖尿病などの生活習慣病に深く関わりがあるとされており、歯の健康は、全身の健康維持においても重要です。令和5年度も山口県歯科医師会のご協力のもと、「歯科健診」を実施いたしますので、この機会にぜひご受診ください!

● 令和4年度アンケート回答者の約8割の方に「非常に満足した」または「満足した」とご回答いただいています



● 受診方法をお選びいただけます ※ 詳細は裏面をご確認ください。

① 事業所単位でお申込み	事業所まで歯科医師が訪問いたします。
② 個人でお申込み	受診を希望される歯科医院で受診いただけます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）山口支部 企画総務グループ
〒754-8522 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3
TEL：083-974-0530（音声案内④）

令和5年度下期事業実施予定

- ・アンケートの回答を集計のうえ内容を検証し、来年度に向けて準備を進める。

健康保険委員関係

実施項目	令和5年度取り組み事項
健康保険委員関係	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱者数の拡大 ■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする

令和5年度上期事業実施状況

令和5年度下期事業実施予定

【実施結果】

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 65.3%

年度	被保険者数	健康保険委員委嘱事業所における被保険者数	被保険者カバー率
令和4年度末	246,547人	160,614人	65.2%
令和5年度上期 (6月末実績)	248,491人	162,320人	65.3%

【取組内容】

- ◎ DMによる新規勧奨及び支部職員による電話・訪問勧奨の実施。
- ◎ 支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業への勧奨を実施。
- ◎ メールマガジンによる広報誌「健康保険委員だより」の配信。

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする

【取組内容】

- ・ DMによる新規勧奨及び支部職員による電話・訪問勧奨の実施。
- ・ 支部保健師を活用し、保健指導実施時に訪問企業への勧奨を実施。
- ・ 健康保険委員表彰の実施。

広報関係

実施項目	令和5年度取り組み事項
広報関係	・事業主や加入者に向けた定期的な情報発信 ・メールマガジン登録者数の拡大 ・インセンティブ制度の周知広報の強化 【目標】メールマガジン登録者数 300名増

令和5年度上期事業実施状況

【実施結果】

メールマガジン登録者数 168名

年度	メールマガジン登録者数
令和4年度末	458名
令和5年度上期	168名

【取組内容】

- ◎ 広報誌「いきいきつうしん」やメールマガジン、ホームページによりタイムリーな情報を定期的に発信。また、「協会だよりやまぐち」等、関係団体の広報誌に掲載いただくため、タイムリーな記事を提供。
- ◎ 「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨。
- ◎ 健康保険委員の委嘱勧奨と併せてメールマガジンの登録勧奨を実施。
- ◎ インセンティブ制度について、特定健診等の実施率、特定保健指導の実施率、特定保健指導対象者の減少率等の内容で連載して広報を実施。
- ◎ メールマガジンにより広報誌「健康保険委員だより」を提供。
- ◎ メールマガジンを活用した多角的な広報を実施。

令和5年度下期事業実施予定

【目標】メールマガジン登録者数 300名増

【取組内容】

- ・ 広報誌「いきいきつうしん」やメールマガジン、ホームページによりタイムリーな情報を定期的に発信する。また、「協会だよりやまぐち」等、関係団体の広報誌に掲載いただくため、タイムリーな記事を提供する。
- ・ 県、経済団体等との各種セミナーや機関誌を活用し、協会けんぽの事業の広報を実施。
- ・ 「いきいきつうしん」等広報物による定期的な勧奨を行う。
- ・ 健康保険委員への定期的な勧奨および委嘱勧奨と併せて勧奨を実施。
- ・ インセンティブ制度の仕組みや意義について、各種セミナーや広報誌、メールマガジン、地域・職域連携推進協議会等を活用し、事業主・加入者の行動変容を促す広報を実施。

ジェネリック医薬品関係

実施項目	令和5年度取り組み事項						
ジェネリック医薬品関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会への参画および意見発信 ・ 情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施 ・ 本部提供リストを活用した定期的な統計分析 ・ 自己負担軽減額通知の実施 ・ 加入者に対する広報等を通じた使用促進 <p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で前年度以上とする</p>						
令和5年度上期事業実施状況	令和5年度下期事業実施予定						
<p>【実施結果】 ジェネリック医薬品使用割合 84.1% (令和5年5月診療分)</p> <table border="1" data-bbox="292 611 1000 858"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>使用割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度末</td> <td>83.6%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度上期 (5月末実績)</td> <td>84.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 薬局、医療機関に対し、自機関の使用割合が見える化した資料を送付。(薬局に対しては、薬剤師会との2者連名送付) ◎ 医薬品実績リストを加工し、HPに掲載するほか、医療機関・薬局にも情報提供した。 ◎ 先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付。 ◎ ジェネリック医薬品使用割合が県内平均を下回る5地域薬剤師会にジェネリック医薬品Q&A冊子およびシールを送付し協会けんぽ加入者へ配布。 	年度	使用割合	令和4年度末	83.6%	令和5年度上期 (5月末実績)	84.1%	<p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で前年度以上とする</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会に委員として参画のうえ、ジェネリック使用促進に向けて、積極的に意見発信を行う。 ・ 市町と協同して、若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシを配布する。 ・ 先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付する。 ・ 調剤薬局リストを活用し、県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等に係る統計資料を作成、県や薬剤師会に提供し使用促進を図る。
年度	使用割合						
令和4年度末	83.6%						
令和5年度上期 (5月末実績)	84.1%						

その他の医療費適正化事業

実施項目 令和5年度取り組み事項

その他の医療費適正化事業

多剤併用者等への服薬情報通知の送付およびマイナンバーカード普及促進事業

令和5年度上期事業実施状況

令和5年度下期に事業実施予定

【参考】令和4年度実施結果

〔発送時期〕 令和5年2月24日

〔対象者数〕 5,000名（40歳以上、2医療機関以上受診
6種類以上服用、当月に合計14日以上内服）

〔実施内容〕 多剤服用している加入者へお薬情報のお知らせ、お薬情報のお知らせについての説明文書、マイナンバーカードの普及促進文書を同封し、発送した。

令和4年度送付文書

【参考】令和2年度におけるレセプトデータによる効果検証

通知送付対象者3,000人のうち効果測定対象者は2,378人で、うち626人（26%）に削減効果が見られた。
医療費削減効果額は月額149万円（年間推計1,788万円）であった。

令和5年度下期事業実施予定

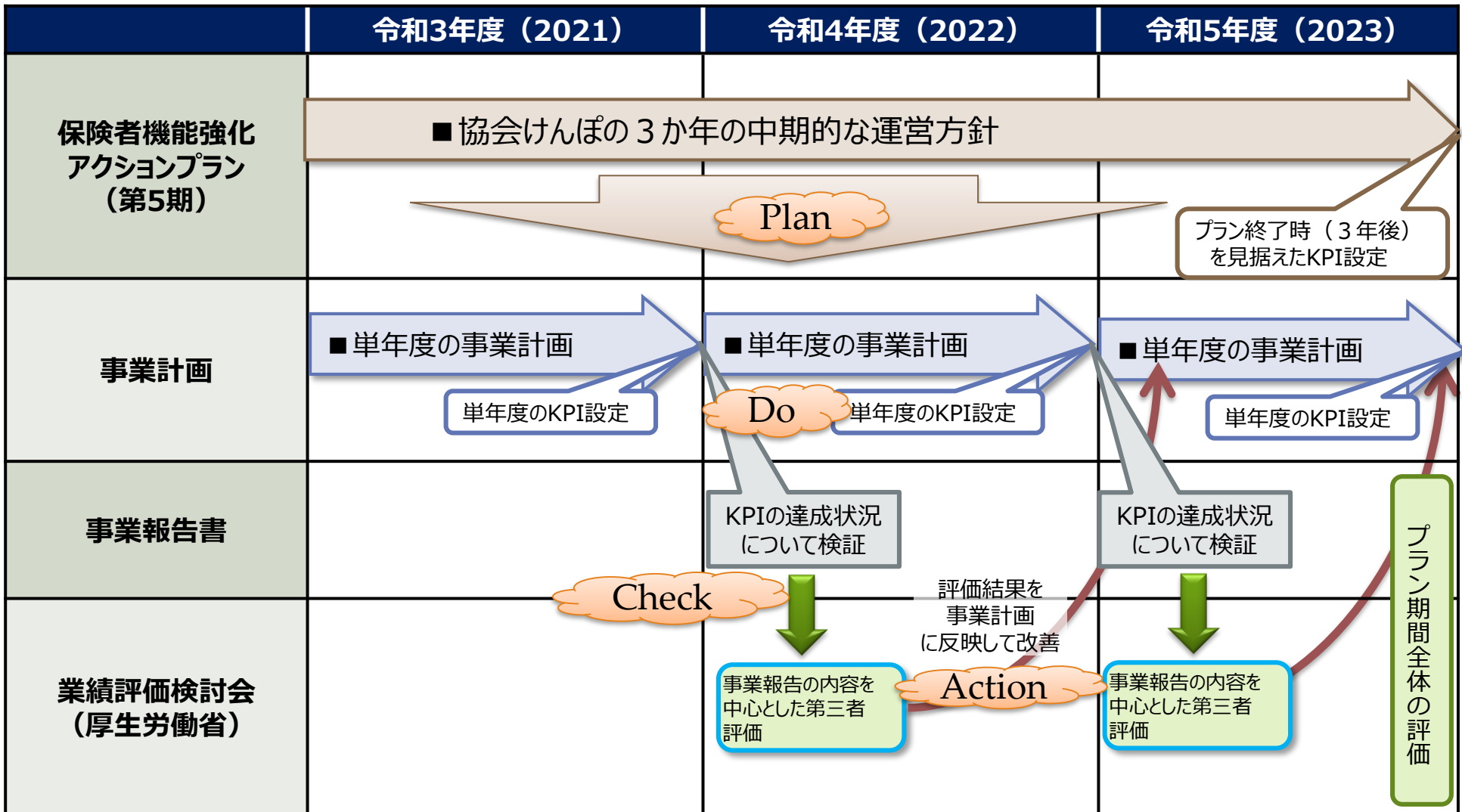
令和4年度に引き続き

- ①多剤服薬通知書を医師・薬剤師に確認してもらうよう訴求する内容にする。
- ②お薬を減らすことのメリットとお薬の疑問をかかりつけの医師や薬剤師に相談する内容およびマイナンバーカード作成とマイナンバーカードの保険証利用登録を促す内容のチラシを1枚同封する。

3. 保険者機能強化アクションプランについて

保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



（１）基盤的保険者機能関係

- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（２）戦略的保険者機能関係

<特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

<重症化予防の対策>

- 現役世代の突然死にも着目した重症化予防対策の推進【新】

<コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

<医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ、調査研究の推進【新】

<インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の検討【新】

<協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（３）組織・運営体制関係

- 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- システム刷新【新】

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追及していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割である加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。